

平成31年1月現在

役員名簿

役 職	氏 名	任期
理事長	白川 初美	2017年6月9日～2019年6月
理事	梶坂 昌業	2017年6月9日～2019年6月
理事	赤原 雅弘	2017年6月9日～2019年6月
理事	中川 藤子	2017年6月9日～2019年6月
理事	青柳 美代子	2017年6月9日～2019年6月
監事	谷田部 雄二	2017年6月9日～2019年6月
監事	白川 純子	2017年6月9日～2019年6月

評議員名簿

役 職	氏 名	任期
評議員	大関 芳子	2017年4月1日～2021年6月
評議員	笹川 稔	2017年4月1日～2021年6月
評議員	高野 照也	2017年4月1日～2021年6月
評議員	山崎 昇	2017年4月1日～2021年6月

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美勢会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費は、その実費を支払うことができる。

4 報酬は、理事会または評議員会当日に現金で支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会に出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会に出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会に出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費は、その実費を支払うことができる。

5 報酬は、当月月末に現金で支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は、その実費を支払うことができる。

4 報酬は、当日に現金で支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員及び評議員は、法人職務証跡資料として、タイムカード等の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より摘要する

役員等報酬

別表1(日額)

名称	報酬(常勤・非常勤)	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,000円	実費
評議員会出席報酬等	3,000円	実費

別表2(日額)

名称	報酬(常勤・非常勤)	実費弁償費
理事長業務報酬等	3,000円	実費
理事及び評議員業務報酬等	3,000円	実費
監事監査指導報酬等	3,000円	実費

別表3(日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	実費	3,000円	実費